## 知的財産管理技能検定2級完全マスター①特許法・実用新案法【改訂7版】をご購入いただいた皆様へ

第44回(2023年3月実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級完全マスター①特許法・実用新案法【改訂7版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきます様お願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第 45 回	2023年 7月 9日(日)	2023 年1月1日

<sup>※</sup>知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

## 改訂に関連する法律

特許庁ホームページ

特許料等の料金改定他

URL: https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2022/2022-42kaisetsu.html

※2023 年3月14日現在

該当箇所	変更前	変更後
P38	新たな技術開発を始める前や、開発した技術が特許となり	新たな技術開発を始める前や、開発した技術が特許となり
Lesson 06	うるかを知りたいとき、特許権侵害であると他社から警告	うるかを知りたいとき、特許権侵害であると他社から警告
特許調査と IP ランドスケープ	を受け、相手の権利を無効としたい場合などには、先にど	を受け、相手の権利を無効としたい場合などには、先にど
2 出願または登録された	のような特許出願があるのかを調査しなくてはなりませ	のような特許出願があるのかを調査しなくてはなりませ
特許の調査方法	ん。我が国における内国出願人および外国出願人の特許保	ん。我が国における内国出願人および外国出願人の特許保
	有件数は約 204 万件※であり(2020 年時点)、このように	有件数は約 202 万件※であり(2021 年時点)、このように
	膨大な情報の中から必要な情報を探し出すのには、時間と	膨大な情報の中から必要な情報を探し出すのには、時間と
	手間がかかります。	手間がかかります。
	(…省略…)	(…省略…)
	*特許庁「特許行政年次報告書 2021 年版」の記載に基づく	*特許庁「特許行政年次報告書 2022 年版」の記載に基づく
P102	6項 第百一条、第百四条から第百四条の三まで、第百五	6項 第百一条、第百四条から第百四条の三まで、第百五
Lesson 12	条 <b>、第百五条の二</b> 、第百五条の四から第百五条の七まで及	条 <b>から第百五条の二の十二まで</b> 、第百五条の四から第百五
特許出願後の手続き[1]	び第百六十八条第三項から第六項まで…	条の七まで及び第百六十八条第三項から第六項まで…
2 補償金請求権		
特許法 6 5 条		
6項		
P109	出願1件につき11万8000円に、1請求項につき4000円を	出願1件につき13万8000円に、1請求項につき4000円を
Lesson 13	加えた額です (特 195 条)。	加えた額です (特 195 条)。
特許出願後の手続き[2]		
1 実態審査		
 上から 7 行目		
P137~138	特許法 109 条 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受け	特許法 109 条 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受け
Lesson 17	る者又は特許権者であつて資力を考慮して政令で定める要	る者又は特許権者であつて資力を考慮して政令で定める要
特許権の管理と活用[1]	件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると	件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると
1 特許権の発生	認めるときは、政令で定めるところにより、第百七条第一	認めるときは、政令で定めるところにより、第百七条第一
特許法 109 条	項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を	項の規定により納付すべき特許料を軽減し若しくは免除
	軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することがで	し、又はその納付を猶予することができる。
	きる。	

該当箇所		- 本 市 公
Data and	変更前	変更後
	寺許法 112 条	特許法 112 条
	特許権者は、第百八条第二項に規定する期間又は第百九条	特許権者は、第百八条第二項に規定する期間又は第百九条
<u> </u>	の規定による納付の猶予後の期間内に特許料を納付することができない。	<b>若しくは第百九条の二</b> の規定による納付の猶予後の期間内
	とができないときは、その期間が経過した後であつても、 その期間の経過後六月以内にその特許料を追納することが	に特許料を納付することができないときは、その期間が経 過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその特
	との期间の経過後八月以内にての特許材を垣枘りることが できる。	回した後であっても、その期间の経過後ハ月以内にその特 許料を追納することができる。
		eTMで担例19 ることが (さる。
	2 項 前項の規定により特許料を追納する特許権者は、第	
	百七条第一項の規定により納付すべき特許料のほか、その	2項 前項の規定により特許料を追納する特許権者は、第
	寺許料と同額の割増特許料を納付しなければならない。	百七条第一項の規定により納付すべき特許料のほか、その
	•	特許料と同額の割増特許料を納付しなければならない。
		ただし、当該特許権者がその責めに帰することができない
		理由により第百八条第二項に規定する期間又は第百九条若
		しくは第百九条の二の規定による納付の猶予後の期間内に
		その特許料を納付することができないときは、その割増特
		許料を納付することを要しない。
3	3項 (略)	
		3項 (略)
	4項 特許権者が第一項の規定により特許料を追納するこ	
	とができる期間内に、第百八条第二項本文に規定する期間	4項 特許権者が第一項の規定により特許料を追納するこ
	内に納付すべきであった特許料及び第二項の割増特許料を サルトル・トゥン・スの特許ない。 同名第二番 サルギャ	とができる期間内に、第百八条第二項本文に規定する期間
	明付しないときは、その特許権は、同条第二項本文に規定	内に納付すべきであつた特許料及び第二項の規定により納
	する期間の経過の時に <b>さかのぼつて</b> 消滅したものとみな	付すべき割増特許料を納付しないときは、その特許権は、
9	<b>†</b> .	同条第二項本文に規定する期間の経過の時に <mark>遡って</mark> 消滅したものとみなす。
		1 C U V / C 0 F 1 & Y 0
	5 項 特許権者が第一項の規定により特許料を追納するこ	5項 特許権者が第一項の規定により特許料を追納するこ
	とができる期間内に第百八条第二項ただし書に規定する特	とができる期間内に第百八条第二項ただし書に規定する特
	件料及び第二項の割増特許料を納付しないときは、その特	許料及び第二項の規定により納付すべき割増特許料を納
	許権は、当該延長登録がないとした場合における特許権の	付しないときは、その特許権は、当該延長登録がないとし
	字続期間の満了の日の属する年の経過の時に <mark>さかのぼつて</mark>	た場合における特許権の存続期間の満了の日の属する年の

経過の時に<mark>遡って</mark>消滅したものとみなす。

消滅したものとみなす。

該当箇所	変更前	変更後
P140~141	6項 特許権者が第一項の規定により特許料を追納するこ	6項 特許権者が第一項の規定により特許料を追納するこ
Lesson 17	とができる期間内に第百九条の規定により納付が猶予され	とができる期間内に第百九条の規定により納付が猶予され
特許権の管理と活用[1]	た特許料及び第二項の割増特許料を納付しないときは、そ	た特許料及び第二項の <mark>規定により納付すべき</mark> 割増特許料
3 特許権の管理	の特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。	を納付しないときは、その特許権は、初めから存在しなか
特許法 112 条		ったものとみなす。